

●日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧
別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
インシデント管理 システム 「SafeMaster」	事務部医療情報課 京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5	2018年9月4日	株式会社 ケーエスケー 大阪府豊中市 名神口3-8-30	1,771,200円	機能の充実、業務の効率化等を目 途に必要な機能の検討及びデータの 移行、電子カルテシステムとのイ ンターフェース等について検討を 行った結論を重要視し優先した結 果、現行システムが存在する中、 蓄積データやノウハウを持つ同シ ステムバージョンアップによる更 新が選定されたことから、当該シ ステムプログラム等の開発元で技 術的な詳細を熟知・精通している 選定ベンダ以外に業務履行不可 能であり、加えて当該ベンダが直販 を行わず販売ディーラーを指定す ることから契約の性質が競争入札 に適さないため日本赤十字社会計 規則第36条第4項、同施行細則第 35条第11号に基づく随意契約とす る。	
シスメックス 検体検査システム 「La-vietal」	事務部医療情報課 京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5	2018年9月11日	株式会社アテスト 宇治市槇島町落 合121-2	24,840,000円	機能の充実、業務の効率化等を目 途に必要な機能の検討及びデータの 移行、部門システムとのインター フェース、システムマスタ構築に かかる職員作業負荷量について検 討を行った結論を重要視し優先し た結果、当該システムが選定され たことから、当該システムプログ ラム等の開発元で技術的な詳細を 熟知・精通している選定ベンダ以 外に業務履行不可能であり、ま た、流通については当該ベンダが 指定するディーラー以外からは購 入不可能であることから、契約の 性質が競争入札に適さないため日 本赤十字社会計規則第36条第4 項、同施行細則第35条第11号に基 づく随意契約とする。	

●日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
調剤支援システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	2018年9月14日	<p>株式会社トーション</p> <p>京都市南区上鳥 羽藁田24</p>	13,608,000円	機能の充実、業務の効率化等を目的に必要機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第11号に基づく随意契約とする。	
生理検査システム及び生体情報管理システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	2018年9月14日	<p>フクダ電子京滋販売株式会社</p> <p>京都市南区上鳥羽 大物町15番地</p>	6,999,990円	機能の充実、業務の効率化等を目的に必要機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第11号に基づく随意契約とする。	